

石川県公報

平成24年2月21日

第12468号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	開発登録簿閲覧所の設置の一部改正 (同)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所及び薬局の 廃止の届出 (同)	1	建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の 指定の一部改正 (同)	3
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療 所及び薬局の廃止の届出 (同)	2	土地改良区の解散公告 (経営対策課)	6
救急病院の認定 (医療対策課)	2	公共測量実施公告 (監理課)	6
保安林の指定予定 (森林管理課)	3	人事委員会 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則	6
建築計画概要書等の閲覧場所の一部改正 (建築住宅課)	3		

告 示

石川県告示第64号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高井歯科医院	羽咋市的場町58番地2	平成24年1月1日
サンライトなかよし小松末広薬局	小松市末広町244番地	"
よつば薬局	鹿島郡中能登町良川の7番1	平成24年1月4日
みそぎ薬局	七尾市小島町二50番7	"
こばやし歯科医院	羽咋郡志賀町富来領家町イ49番地1	平成24年2月1日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	訪問看護ステーションかけはし	能美市寺井町ウ84	平成23年12月1日

石川県告示第65号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
高井歯科医院	羽咋市的場町58番地2	平成23年12月31日
安田薬局	白山市蕪城1丁目2番地8	"
イズミヤ薬局	珠洲市飯田町15部11番地	"
みそぎ薬局	七尾市松本町二部21番地1	平成24年1月3日

石川県告示第66号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
高井歯科医院	羽咋市的場町58番地2	平成24年1月1日
サンライトなかよし小松末広薬局	小松市末広町244番地	"
よつば薬局	鹿島郡中能登町良川7番1	平成24年1月4日
みそぎ薬局	七尾市小島町二50番7	"
こばやし歯科医院	羽咋郡志賀町富来領家町イ49番地1	平成24年2月1日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	訪問看護ステーションかけはし	能美市寺井町ウ84	平成23年12月1日

石川県告示第67号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
高井歯科医院	羽咋市的場町58番地2	平成23年12月31日
安田薬局	白山市蕪城1丁目2番地8	"
イズミヤ薬局	珠洲市飯田町15部11番地	"
みそぎ薬局	七尾市松本町二部21番地1	平成24年1月3日

石川県告示第68号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
整形外科米澤病院	金沢市京町1番30号	平成24年2月8日	平成27年2月7日

石川県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
金沢市石黒町ト1の1、1の2、16、古郷町ル33の甲、33の乙、35から39まで、44から47まで
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第70号

建築計画概要書等の閲覧場所（平成19年石川県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の野々市市の項を削る。

石川県告示第71号

開発登録簿閲覧所の設置（平成19年石川県告示第138号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の野々市市の項を削る。

石川県告示第72号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年石川県告示第252号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1中「及び白山市」を「、白山市及び野々市市」に改める。
- 2中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。
- 4を次のように改める。
- 4 指定する特定工程
次に掲げる工程を特定工程とする。
 - 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
 - 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事
 - 木造にあっては、屋根工事

(4) (1)から(3)までに規定する構造以外のものにあつては、2階の床工事

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、1の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルAブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

公告日 平成23年10月14日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年2月21日から同年3月21日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルBブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

公告日 平成23年10月14日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年2月21日から同年3月21日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅高架下開発ビルCブロック
金沢市木ノ新保町1番1号
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 平成23年10月14日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成24年2月21日から同年3月21日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅西口ビル
金沢市広岡1丁目7番1号
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 平成23年10月14日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成24年2月21日から同年3月21日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅西口ビル
金沢市広岡1丁目7番1号
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐輪場の位置
公告日 平成23年10月14日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成24年2月21日から同年3月21日まで

土地改良区の解散公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。
平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	解散年月日
門前農地開発土地改良区	平成24年2月14日

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、各作業地域市町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正)	平成24年2月17日から 平成24年3月23日まで	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市、能美市、津幡町、内灘町

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を1月に公布する。

平成二十四年二月二十一日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八の表中

58	58	58	58	59	59	59	59	60	60	60	60	61
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

57	58	58	58	58
----	----	----	----	----

に改め、別表第八の表中

90	91	92	93	93	94	94	95	95	96
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

96	97	98	99	100	101	101	101	102	102	102	103	103	103	104	104	104	105	105	106	106	107	107	108	108
----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

